

項 番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別																			
			E・M N・R		G		T															
			L	S	L	S	L	S														
1	申告等番号 (「申告等番号」欄)	入力不可。																				
2	大額・少額 識別 (「大額・少額識別*」欄)	次の区分に応じたコードを必須入力する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>コード</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大額申告</td><td>L</td></tr> <tr> <td>少額申告</td><td>S</td></tr> </tbody> </table> (注) ① 大額申告とは、少額申告以外の貨物の申告をいう（以下この章において同じ。）。 ② 少額申告とは、関税法基本通達 67-2-1（輸出少額貨物の簡易通関扱い）に規定する貨物の申告をいう（以下この章において同じ。）。	区 分	コード	大額申告	L	少額申告	S	○	○	○	○	○	○								
区 分	コード																					
大額申告	L																					
少額申告	S																					
3	申告等種別 コード (「申告等種別*」欄)	次の区分に応じたコードを必須入力する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>コード</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輸出申告</td><td>E</td></tr> <tr> <td>積戻し申告</td><td>R</td></tr> <tr> <td>特定輸出申告</td><td>T</td></tr> <tr> <td>特定委託輸出申告</td><td>N</td></tr> <tr> <td>特定製造貨物輸出申告</td><td>M</td></tr> <tr> <td>展示等積戻し申告</td><td>G</td></tr> </tbody> </table> (注) 郵便物の場合は、「E」（輸出申告）又は「R」（積戻し申告）を必須入力する。	区 分	コード	輸出申告	E	積戻し申告	R	特定輸出申告	T	特定委託輸出申告	N	特定製造貨物輸出申告	M	展示等積戻し申告	G	○	○	○	○	○	○
区 分	コード																					
輸出申告	E																					
積戻し申告	R																					
特定輸出申告	T																					
特定委託輸出申告	N																					
特定製造貨物輸出申告	M																					
展示等積戻し申告	G																					
4	申告先種別 コード (「申告先種別」欄)	次の区分に応じたコードを入力する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>コード</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般申告（緊急通関貨物）</td><td>R</td></tr> <tr> <td>一般申告（特別通関貨物）</td><td>T</td></tr> <tr> <td>自由化申告（緊急通関貨物）</td><td>E</td></tr> <tr> <td>横持ち申告</td><td>Y</td></tr> <tr> <td>横持ち申告（緊急通関貨物）</td><td>K</td></tr> </tbody> </table> (注) ① 緊急通関貨物とは、輸出入申告等に係る貨物の種類に応じて税関が個別に申告先として設定する通関担当部門に輸出入申告等する貨物のこ	区 分	コード	一般申告（緊急通関貨物）	R	一般申告（特別通関貨物）	T	自由化申告（緊急通関貨物）	E	横持ち申告	Y	横持ち申告（緊急通関貨物）	K	○	○	○	○	○	○		
区 分	コード																					
一般申告（緊急通関貨物）	R																					
一般申告（特別通関貨物）	T																					
自由化申告（緊急通関貨物）	E																					
横持ち申告	Y																					
横持ち申告（緊急通関貨物）	K																					

項 番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別																							
			E・M N・R		G		T																			
			L	S	L	S	L	S																		
		とをいう（以下この章において同じ。）。 ② 特別通関貨物とは、特定の税関官署の開庁時間外における通関業務を担当する通関部門が設置されている税関官署あてに輸出入申告等する貨物のことをいう（以下この章において同じ。）。 ③ 「E」（自由化申告（緊急通関貨物））は、横持ち申告を除く自由化申告の緊急通関貨物の場合に入力する。（以下この章において同じ）																								
5	申告貨物識別 （「貨物識別」欄）	次の区分に応じたコードを入力する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外交官貨物</td> <td>L</td> </tr> <tr> <td>MDA貨物</td> <td>X</td> </tr> <tr> <td>米軍払い下げ貨物</td> <td>G</td> </tr> <tr> <td>プラント貨物</td> <td>P</td> </tr> <tr> <td>EMS</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>航空郵便物</td> <td>H</td> </tr> <tr> <td>海上郵便物</td> <td>M</td> </tr> <tr> <td>SAL</td> <td>U</td> </tr> </tbody> </table> （注）「申告等種別＊」欄に「E」（輸出申告）又は「R」（積戻し申告）以外のコードを入力した場合は、「E」（EMS）、「H」（航空郵便物）、「M」（海上郵便物）及び「U」（SAL）については入力不可。	区 分	コード	外交官貨物	L	MDA貨物	X	米軍払い下げ貨物	G	プラント貨物	P	EMS	E	航空郵便物	H	海上郵便物	M	SAL	U	○	○				
区 分	コード																									
外交官貨物	L																									
MDA貨物	X																									
米軍払い下げ貨物	G																									
プラント貨物	P																									
EMS	E																									
航空郵便物	H																									
海上郵便物	M																									
SAL	U																									
6	識別符号 （「識別符号」欄）	次の区分に応じたコードを入力する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人（法人番号を有する者）</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>法人番号を有しない者及び個人</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>不明</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> （注）当該項目を入力しない場合であって、「輸出者」欄左に法人番号又は法人番号と関連付けられているJASTPROコード若しくは、税関発給コードが入力された場合は、システムにより自動的に「1」（法人（法人番号を有する者））が出力される。	区 分	コード	法人（法人番号を有する者）	1	法人番号を有しない者及び個人	2	不明	3	○	○	○	○	○	○										
区 分	コード																									
法人（法人番号を有する者）	1																									
法人番号を有しない者及び個人	2																									
不明	3																									

項 番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別					
			E・M N・R		G		T	
			L	S	L	S	L	S
7	あて先官署 コード (「あて先官 署」欄)	(1) 「通関予定蔵置場」欄への入力内容に基づき、当該蔵置場を管轄する税関官署の税関官署コード（「業務コード集」参照）がシステムにより自動的に出力される。ただし、「申告先種別」欄に「T」（一般申告（特別通関貨物））を入力した場合は、当該官署の開庁時間外の申告を受け付ける税関官署の税関官署コード（「業務コード集」参照）がシステムにより自動的に出力される。 (2) 「申告等予定者」欄に入力した利用者コード又は「申告等予定者」欄を入力しない場合は入力者の利用者コードについて、輸出申告等先税関官署がシステムに登録されている場合は、輸出申告等先官署として登録されている税関官署コード（「業務コード集」参照）が前記(1)に優先してシステムにより自動的に出力される。 (3) 税関の指示により、自動的に出力された税関官署以外の官署に輸出申告等先を変更する場合は、輸出申告等先の税関官署コード（「業務コード集」参照）を入力する。 (4) 自由化申告の場合は、輸出申告等先の税関官署コード（「業務コード集」参照）を入力する。	○	○	○	○	○	○
8	あて先部門 コード (「あて先部 門」欄)	(1) 「輸出統計品目番号」欄左等への入力内容に基づき、システムにより自動的に出力される。 (2) 税関の指示により、システムにより自動的に出力された部門以外の部門に輸出申告等先を変更する場合は、部門コードを入力する。 (3) 少額申告又は展示等積戻し申告の場合において、「輸出統計品目番号」欄左を入力しなかった場合は必須入力する。	○	○	○	○	○	○
9	申告予定年月 日 (「申告予定 年月日」欄)	(1) 本業務を実施した日の翌日以降に輸出申告等を行う場合は、輸出申告等予定年月日を西暦（8桁）で入力する。 (2) 入力しない場合は、本業務の実施日がシステムにより自動的に出力される。 (3) 本業務の実施日の翌週に申告する場合は、申告価格計算用換算レートがシステムに登録されている	○	○	○	○	○	○

項 番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別					
			E・M N・R		G		T	
			L	S	L	S	L	S
		必要がある。						
10	輸出者コード (「輸出者」 欄左(申告等 種別「G」を 除く。)) (申告等種別 「G」につい ては「参加者」 欄左)	(1) 輸出入者コードを有する輸出者の場合は、輸出入者コードを入力する。なお、枝番(4桁)を入力しない場合は、システムにより自動的に「0000」が補完される。 (2) 輸出入者コードを有しない輸出者の場合は、入力を要しない。	○	○	○	○	○	○
11	輸出者名 (「輸出者」 欄右(申告等 種別「G」を 除く。)) (申告等種別 「G」につい ては「参加者」 欄右)	次のいずれかに該当する場合は、輸出者名を必須入力する。 ① 「輸出者」欄左を入力しなかった場合。 ② 「輸出者」欄左に J A S T P R Oコード又は税関発給コードと関連付けられていない法人番号(以下この章において「関連付けのない法人番号」という。)を入力した場合。	○	○	○	○		
12	郵便番号 (「輸出者住所」欄上段左 (申告等種別 「G」につい ては「参加者」 欄上段左))	(1) 「輸出者」欄左を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、輸出者の郵便番号を入力する(区切り符号は入力しない。) (2) 「輸出者」欄左に輸出入者コード(関連付けのない法人番号を除く。)を入力した場合であっても、システムに登録されている輸出者の郵便番号と異なる場合は、当該郵便番号を入力する(区切り符号は入力しない。)	○	○	○	○	○	○
以下 13 から 16 までの項目の具体的な入力方法については、前章第 1 節別紙 6 (住所の入力方法)を参照すること。								

項 番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別					
			E・M N・R		G		T	
			L	S	L	S	L	S
13	住所 1（都道府県） （「輸出者住所」欄上段中（申告等種別「G」を除く。））（申告等種別「G」については「参加者住所」欄上段中）	(1) 「輸出者」欄左を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、輸出者の住所（都道府県）を入力する。 (2) 「輸出者」欄左に輸出入者コード（関連付けのない法人番号を除く。）を入力した場合であっても、システムに登録されている輸出者の住所と異なる場合は、当該住所（都道府県）を入力する。	○	○	○	○	○	○
14	住所 2（市区町村（行政区名）） （「輸出者住所」欄上段右（申告等種別「G」を除く。）） （申告等種別「G」については「参加者住所」欄上段右）	(1) 「輸出者」欄左を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、輸出者の住所（市区町村（行政区名））を入力する。 (2) 「輸出者」欄左に輸出入者コード（関連付けのない法人番号を除く。）を入力した場合であっても、システムに登録されている輸出者の住所と異なる場合は、当該住所（市区町村（行政区名））を入力する。 (3) 輸出者の住所（市区町村（行政区名））を全て入力することができない場合は、「輸出者住所」欄中段に続けて入力する。	○	○	○	○	○	○
15	住所 3（町域名・番地） （「輸出者住所」欄中段（申告等種別「G」を除く。）） （申告等種別「G」は「参加者住所」欄中段）	(1) 「輸出者」欄左を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、輸出者の住所（町域名及び番地）を入力する。 (2) 「輸出者」欄左に輸出入者コード（関連付けのない法人番号を除く。）を入力した場合であっても、システムに登録されている輸出者の住所と異なる場合は、当該住所（町域名及び番地）を入力する。 (3) 「輸出者住所」欄上段右のみでは輸出者の住所（市区町村（行政区名））を全て入力することができない場合は、本欄に続けて入力する。 (4) 輸出者の住所（町域名及び番地）を全て入力する	○	○	○	○	○	○

項 番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別					
			E・M N・R		G		T	
			L	S	L	S	L	S
		ことができない場合は、「輸出者住所」欄下段に続けて入力する。						
16	住所 4（ビル名ほか） （「輸出者住所」欄下段（申告等種別「G」を除く。）） （申告等種別「G」については「参加者住所」欄下段）	(1) 「輸出者」欄左を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、輸出者の住所（ビル名等）を入力する。 (2) 「輸出者」欄左に輸出入者コード（関連付けのない法人番号を除く。）を入力した場合であっても、システムに登録されている輸出者の住所と異なる場合は、当該住所（ビル名等）を入力する。 (3) 「輸出者住所」欄中段のみでは輸出者の住所（町域名及び番地）を全て入力することができない場合は、本欄に続けて入力する。	○	○	○	○	○	○
17	輸出者電話番号 （「輸出者電話」欄） （申告等種別「G」は「参加者電話」欄）	(1) 「輸出者」欄左を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、輸出者の電話番号を市外局番から入力する（区切り符号は入力しない。）。 (2) 「輸出者」欄左に輸出入者コード（関連付けのない法人番号を除く。）を入力した場合であっても、システムに登録されている輸出者の電話番号と異なる場合は、当該電話番号を入力する（区切り符号は入力しない。）。	○	○	○	○	○	○
18	税関事務管理人コード（「税関事務管理人」欄）	税関事務管理人を定めている場合は次による。 ① 法人番号を有する税関事務管理人の場合は、法人番号を入力する。 なお、枝番（4桁）を入力しない場合は、システムにより自動的に「0000」が補完される。 ② 法人番号を除く輸出入者コードのみを有する税関事務管理人の場合は、当該輸出入者コードを入力する。 なお、枝番（4桁）を入力しない場合は、システムにより自動的に「0000」が補完される。 ③ 輸出入者コードを有しない税関事務管理人の場合は、入力を要しない。	○	○	○	○	○	○
19	税関事務管理人受付番号	税関事務管理人を定めている場合は、税関事務管理人番号を入力する。	○	○	○	○	○	○

項 番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別					
			E・M N・R		G		T	
			L	S	L	S	L	S
	(「受理番号」欄)							
20	税関事務管理人名(「受理番号」欄下)	税関事務管理人を定めている場合であって、次のいずれかに該当する場合は、税関事務管理人名を入力する。 ① 「税関事務管理人」欄を入力しなかった場合。 ② 「税関事務管理人」欄に関連付けのない法人番号を入力した場合。	○	○	○	○	○	○
21	申告予定者コード (「申告予定者」欄)	(1) 申告者を指定する場合は、申告者の利用者コードを入力する。 (2) 入力しない場合は、本業務の入力者が申告予定者となる。	○	○	○	○	○	○
22	通関予定蔵置場コード (「通関予定蔵置場」欄)	(1) 保税地域等において輸出の許可を受ける場合 輸出の許可を受ける予定の保税地域等の保税地域コード(「業務コード集」参照)を入力する。 (2) 特定輸出申告又は特定委託輸出申告の場合 以下のとおり、申告時に貨物が置かれている場所の保税地域コード等を入力する。 ① 保税地域等に貨物が置かれている場合 保税地域コード(「業務コード集」参照)を入力する。 ② 保税地域等以外の場所(自社施設等)に貨物が置かれている場合 イ 自社施設の保税地域コードを入力する。 ロ 自社施設の保税地域コードが無い場合は、貨物が置かれている施設等の所在地を管轄する税関官署のバスケットコード(例：1 AWWW)を入力する。この場合、当該施設等の名称及び所在地を「記事(税関)」欄に入力する。 ハ 輸出の許可を受けた後に保税地域等を経由して積込港へ運送される場合は、「TOKUTEI」+当該保税地域等の保税地域コード(「業務コード集」参照)を「記事(税関)」欄に入力する。 (注) 運送中の貨物は、上記①、②の入力方法に従って、当該貨物が置かれていた場所の保税地域コード	○	○	○	○	○	○

項 番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別					
			E・M N・R		G		T	
			L	S	L	S	L	S
		等を入力する。 (3) 特定製造貨物輸出申告の場合 ① 貨物を搬入する保税地域等の保税地域コード (「業務コード集」参照)を入力する。 ② 輸出申告時に貨物が置かれている自社施設等の 名称及び所在地並びに認定製造者(関税法第 67 条 の 14 に規定する認定製造者をいう。)及び運送者 の氏名又は名称を「記事(税関)」欄に入力する。 ただし、運送中の貨物について、当該貨物の積込港 を管轄する税関官署に特定製造貨物輸出申告を行 う場合は、入力を省略することができる。 (4) 洋上輸出の場合 洋上輸出用の保税地域コード(「業務コード集」 参照)を入力する。 (5) 貨物が分散蔵置されている場合 代表とする通関予定蔵置場の保税地域コード (「業務コード集」参照)を入力する。 (注) ① 代表とする通関予定蔵置場を入力した場 合は、「輸出承認証番号」欄左に「O T S T」 (保税地域コード)を入力し、「輸出承認証 番号等」欄右に代表とする通関蔵置場に蔵置 されている貨物個数、「記事(税関)」欄に代 表とする通関蔵置場以外の保税地域コード及 び貨物個数を入力する。 ② システムに登録されていない蔵置場の場 合は、管轄官署ごとのバスケットコード(例： 1 AWWW)を入力し、「記事(税関)」欄に 保税地域の名称を入力する。						
23	仕向人コード (「仕向人」 欄左)	(1) 海外用輸出入者コードを有する仕向人の場合は、 海外用輸出入者コードを入力する。 (2) 海外用輸出入者コードを有しない仕向人の場合 は、入力を要しない。	○	○	○	○	○	○
24	仕向人名 (「仕向人」 欄右)	「仕向人」欄左を入力しなかった場合は、仕向人名 を入力する。	○	○	○	○	○	○

項 番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別					
			E・M N・R		G		T	
			L	S	L	S	L	S
25	住所 1 (Street and number /P. O. BOX) (「仕向人住 所」欄上段左)	(1) 「仕向人」欄左を入力しなかった場合は、仕向人の住所 (Street and number /P. O. BOX) を入力する。 (2) 「仕向人」欄左を入力した場合であっても、システムに登録されている仕向人の住所と異なる場合は、当該住所 (Street and number/P. O. BOX) を入力する。	○	○	○	○	○	○
26	住所 2 (Street and number /P. O. BOX) (「仕向人住 所」欄上段右)	(1) 「仕向人」欄左を入力しなかった場合は、仕向人の住所 (Street and number/P. O. BOX) を入力する。 (2) 「仕向人」欄左を入力した場合であっても、システムに登録されている仕向人の住所と異なる場合は、当該住所 (Street and number/P. O. BOX) を入力する。	○	○	○	○	○	○
27	住所 3 (City name) (「仕向人住 所」欄中段左)	(1) 「仕向人」欄左を入力しなかった場合は、仕向人の住所 (City name) を入力する。 (2) 「仕向人」欄左を入力した場合であっても、システムに登録されている仕向人の住所と異なる場合は、当該住所 (City name) を入力する。	○	○	○	○	○	○
28	住所 4 (Country sub-entity, n ame) (「仕向人住 所」欄中段右)	(1) 「仕向人」欄左を入力しなかった場合は、仕向人の住所 (Country sub-entity, name) を入力する。 (2) 「仕向人」欄左を入力した場合であっても、システムに登録されている仕向人の住所と異なる場合は、当該住所 (Country sub-entity, name) を入力する。	○	○	○	○	○	○
29	郵便番号 (Postcode identificati on) (「仕向人住 所」欄下段)	(1) 「仕向人」欄左を入力しなかった場合は、仕向人の郵便番号 (Postcode identification) を入力する (区切り符号は入力しない。) (2) 「仕向人」欄左を入力した場合であっても、システムに登録されている仕向人の郵便番号と異なる場合は、当該郵便番号 (Postcode identification) を入力する (区切り符号は入力しない。) (3) 仕向人の国に郵便番号が存在しない場合は、入力を要しない。	○	○	○	○	○	○
30	国名コード (Country, co ded)	(1) 「仕向人」欄左を入力しなかった場合は、仕向人国を国連 LOCODE (「業務コード集」参照) の国名コードで入力する。	○	○	○	○	○	○

項 番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別													
			E・M N・R		G		T									
			L	S	L	S	L	S								
	(「仕向人国」欄)	(2) 「仕向人」欄左を入力した場合であっても、システムに登録されている仕向人の国名コードと異なる場合は、当該仕向人の国名コードを入力する。 (3) 「J P」(日本)、「Z X」(保税工場・総合保税地域)、「Z Y」(指図式)及び「Z Z」(不明)については、入力不可。														
31	検査立会者 (「検査立会者」欄)	検査又は貨物確認の立会いを申告者以外の者に委託する場合は、当該受託者の利用者コードを入力する。	○	○	○	○	○	○								
32	輸出管理番号 (「輸出管理番号」欄)	(1) 輸出管理番号を必須入力する。 (2) 郵便物の場合は郵便物番号を必須入力する。 なお、複数の郵便物番号を入力する場合は、当該郵便物番号を「記事(税関)」欄に入力する。	○	○	○	○	○	○								
33	貨物個数 (「貨物個数」欄左)	(1) 貨物の外装個数を入力する。 (2) 個数により入力することができない場合は、「1」を入力する。	○	○	○	○	○	○								
34	個数単位コード (「貨物個数」欄右)	貨物個数の単位を個数単位(包装種類)コード(「業務コード集」参照)で入力する。	○	○	○	○	○	○								
35	貨物重量(グロス) (「貨物重量」欄左)	(1) 貨物の総重量を入力する。 (2) 小数点以下第3位まで入力することができる。	○	○	○	○	○	○								
36	重量単位コード(グロス) (「貨物重量」欄右)	次の区分に応じたコードを入力する。 <table border="1" style="margin: 5px auto;"> <tr> <th>区 分</th> <th>コード</th> </tr> <tr> <td>キログラム</td> <td>KGM</td> </tr> <tr> <td>メトリックトン</td> <td>TNE</td> </tr> <tr> <td>ポンド</td> <td>LBR</td> </tr> </table>	区 分	コード	キログラム	KGM	メトリックトン	TNE	ポンド	LBR	○	○	○	○	○	○
区 分	コード															
キログラム	KGM															
メトリックトン	TNE															
ポンド	LBR															
37	記号番号 (「記号番号」欄)	(1) 貨物の記号及び番号を入力する。 (2) 入力が困難な場合は、「AS PER ATTACHED SHEET」と入力し、記号及び番号を記載した用紙を関係書類等に添付する。 (3) 郵便物の場合は入力を要しない。	○	○	○	○	○	○								
38	最終仕向地コ	(1) 最終仕向地について次のとおり入力する。	○	○	○	○	○	○								

項 番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別					
			E・M N・R		G		T	
			L	S	L	S	L	S
	ード (「最終仕向 地」欄左)	① 最終仕向地が国連LOCODE(「業務コード集」参照)に掲載されている場合は、国名コード(2桁)＋地域コード(3桁)を入力する。(例：フランスのルアーブル港の場合は、「FRLEH」) ② 国連LOCODE(「業務コード集」参照)に積出地の国名コードは掲載されているものの、地域コードは掲載されていない場合は、国名コード(2桁)に「ZZZ」を加えて入力する。(例：フランスの場合：「FRZZZ」) (2) 国名コードについては、「JP」(日本)、「ZX」(保税工場・総合保税地域)、「ZY」(指図式)及び「ZZ」(不明)は入力不可。						
39	最終仕向地名 (「最終仕向 地」欄右)	「最終仕向地」欄左に地域コードとして「ZZZ」を入力した場合は、最終仕向地名を入力する。ただし、郵便物の場合は入力を要しない。	○	○	○	○	○	○
40	積込港コード (「積込港」 欄)	積込港について次のとおり入力する。 ① 積込港の地域コードが国連LOCODE(「業務コード集」参照)に掲載されている場合は、地域コード(3桁)を入力する(横浜港の場合、「YOK」)。 ② 積込港の地域コードが国連LOCODE(「業務コード集」参照)に掲載されていない場合は、「ZZ」に税関コードを加えて入力(例：東京税関の場合「ZZ1」)し、港名を「記事(税関)」欄に入力する。 ③ 積込港が不明の場合は、「ZZZ」を入力し、港名を「記事(税関)」欄に入力する。ただし、郵便物の場合は「記事(税関)」欄への入力を要しない。	○	○	○	○	○	○
41	貿易形態別符 号 (「貿易形態 別符号」欄)	統計基本通達25－3(貿易形態別符号)に規定する「貿易形態別符号表」により、第1符号、第2符号及び第3符号の順に入力する。 (注) 当該貨物が統計基本通達21－1(普通貿易統計	○				○	

項 番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別					
			E・M N・R		G		T	
			L	S	L	S	L	S
		計上貨物) に該当しない場合又は同通達 21-2 (普通貿易統計計上除外貨物) に該当する場合は、 入力不要(ただし、同通達 21-2 (14) の金貨及び貨幣用金を除く。)						
42	積載予定船舶 コード (「積載予定船舶」欄左)	(1) 積載予定船舶の船舶コード(「業務コード集」参照)を入力する。ただし、船舶基本情報がシステムに登録されていない場合は、「9999」を入力する。 (2) 郵便物の場合は入力不要。	○	○	○	○	○	○
43	積 載 予 定 船 (機) 名 (「積載予定船舶」欄右)	(1) 「積載予定船舶」欄左に積載予定船舶の船舶コードを入力した場合であって、システムに登録されている積載予定船名を変更する場合は、積載予定船名を入力する。 (2) 「積載予定船舶」欄左に「9999」を入力した場合は、積載船名を入力する。 (3) 郵便物の場合は入力不要。	○	○	○	○	○	○
44	出港予定年月 日 (「出港予定年月日」欄)	(1) 積載予定船舶が積込港を出港する予定の年月日を西暦(8桁)で入力する。 (2) 次の条件を満たすこと。 入力日 ≤ 申告予定年月日 ≤ 出港予定年月日 ≤ 入力日 + 30 日 (3) 洋上輸出の場合は、入力不可。 (4) 郵便物の場合は入力不要。	○	○	○	○	○	○
45	コンテナ本数 (「コンテナ本数」欄)	(1) コンテナ貨物の場合は、当該申告に係るコンテナの総本数(「1」から「200」まで)を入力する。 (2) コンテナ貨物をシステム内保税地域以外で通関する場合は、コンテナ番号を記入した一覧表を必要に応じて添付する。 (3) 同一荷主の貨物がコンテナに混載されている場合は、「7」+コンテナ本数(「01」から「99」まで)を入力する。 (4) 異なる荷主の貨物がコンテナに混載されている場合は、「9」+コンテナ本数(「01」から「99」まで)を入力する。	○	○			○	○

項 番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別																											
			E・M N・R		G		T																							
			L	S	L	S	L	S																						
46	税関調査用符 号 (「税関調査 用符号」欄)	輸出申告等の調査のため税関が指示した場合に、指 定されたコードを入力する。	○	○					○	○																				
47	輸出承認証等 区分 (「輸出承認 証等区分＊」 欄)	次の区分に応じたコードを入力する。(注1) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">コード</th> </tr> <tr> <th>承認証 等必要</th> <th>特例扱 で不要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外為法第 48 条第 1 項 (輸出の許 可等) に該当するもの。</td> <td>F E (注 2)</td> <td>N 1 (注 3)</td> </tr> <tr> <td>輸出令第 2 条第 1 項 (輸出の承 認) 第 1 号から第 1 号の 8 ま でに該当するもの。</td> <td>E 1 (注 4)</td> <td>N 2</td> </tr> <tr> <td>輸出令第 2 条第 1 項 (輸出の承 認) 第 2 号に該当するもの。</td> <td>E 2</td> <td>N 3</td> </tr> <tr> <td>外国為替令第 6 条 (支払等の許 可)、第 8 条 (支払手段等の輸 出入の許可) 又は第 17 条第 2 項 (役務取引の許可等) に該当す るもの。</td> <td colspan="2">F T</td> </tr> <tr> <td>前記のいずれにも該当しないも の (輸出承認証等不要の場合。)</td> <td colspan="2">N O</td> </tr> </tbody> </table> (注 1) 1 件の申告につき複数の区分に該当する場 合は、上段に位置するコードを入力する。 (注 2) 輸出令別表第 1 の 16 項に該当する貨物であ る場合において、仕向地が別表第 3 に掲げる地 域以外の地域であり、同令第 4 条第 1 項第 3 号 イからニ (特例) のいずれかに該当して、輸出 許可証を取得しているときは「F E」を入力し、 「輸出貿易管理令別表コード」欄に「11600」 を入力する。 (注 3) 輸出令別表第 1 の 16 項に該当する貨物であ る場合において、仕向地が別表第 3 に掲げる地 域以外の地域であるが、同令第 4 条第 1 項第 3 号 (特例) に該当するため、輸出許可が不要の	区 分	コード		承認証 等必要	特例扱 で不要	外為法第 48 条第 1 項 (輸出の許 可等) に該当するもの。	F E (注 2)	N 1 (注 3)	輸出令第 2 条第 1 項 (輸出の承 認) 第 1 号から第 1 号の 8 ま でに該当するもの。	E 1 (注 4)	N 2	輸出令第 2 条第 1 項 (輸出の承 認) 第 2 号に該当するもの。	E 2	N 3	外国為替令第 6 条 (支払等の許 可)、第 8 条 (支払手段等の輸 出入の許可) 又は第 17 条第 2 項 (役務取引の許可等) に該当す るもの。	F T		前記のいずれにも該当しないも の (輸出承認証等不要の場合。)	N O		○	○					○	○
区 分	コード																													
	承認証 等必要	特例扱 で不要																												
外為法第 48 条第 1 項 (輸出の許 可等) に該当するもの。	F E (注 2)	N 1 (注 3)																												
輸出令第 2 条第 1 項 (輸出の承 認) 第 1 号から第 1 号の 8 ま でに該当するもの。	E 1 (注 4)	N 2																												
輸出令第 2 条第 1 項 (輸出の承 認) 第 2 号に該当するもの。	E 2	N 3																												
外国為替令第 6 条 (支払等の許 可)、第 8 条 (支払手段等の輸 出入の許可) 又は第 17 条第 2 項 (役務取引の許可等) に該当す るもの。	F T																													
前記のいずれにも該当しないも の (輸出承認証等不要の場合。)	N O																													

項 番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別															
			E・M N・R		G		T											
			L	S	L	S	L	S										
		ときは「NO」を入力し、「輸出貿易管理令別表コード」欄には入力を要しない。 (注4) 以下の区分に該当する貨物の場合において、「輸出承認証を取得しているときは「E1」を入力し、輸出貿易管理令別表コード」欄に区分に応じたコードを入力する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輸出貿易管理令第2条第1項（輸出の承認）第1号の2に該当する貨物</td> <td>22999</td> </tr> <tr> <td>輸出貿易管理令第2条第1項（輸出の承認）第1号の5に該当する貨物</td> <td>23215</td> </tr> <tr> <td>輸出貿易管理令第2条第1項（輸出の承認）第1号の6に該当する貨物</td> <td>23216</td> </tr> <tr> <td>輸出貿易管理令第2条第1項（輸出の承認）第1号の7に該当する貨物</td> <td>23217</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	コード	輸出貿易管理令第2条第1項（輸出の承認）第1号の2に該当する貨物	22999	輸出貿易管理令第2条第1項（輸出の承認）第1号の5に該当する貨物	23215	輸出貿易管理令第2条第1項（輸出の承認）第1号の6に該当する貨物	23216	輸出貿易管理令第2条第1項（輸出の承認）第1号の7に該当する貨物	23217						
区 分	コード																	
輸出貿易管理令第2条第1項（輸出の承認）第1号の2に該当する貨物	22999																	
輸出貿易管理令第2条第1項（輸出の承認）第1号の5に該当する貨物	23215																	
輸出貿易管理令第2条第1項（輸出の承認）第1号の6に該当する貨物	23216																	
輸出貿易管理令第2条第1項（輸出の承認）第1号の7に該当する貨物	23217																	
48	事前検査済貨物等識別 （「事前検査済貨物等識別」欄）	事前検査済み及び内容点検実施済みである場合は、次の区分に応じたコードを入力する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事前検査済貨物である場合（郵便物に限る。）。</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>内容点検実施済貨物である場合。</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>事前検査及び内容点検実施済である場合（郵便物に限る。）。</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>確認依頼をする場合。</td> <td>D</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	コード	事前検査済貨物である場合（郵便物に限る。）。	A	内容点検実施済貨物である場合。	B	事前検査及び内容点検実施済である場合（郵便物に限る。）。	C	確認依頼をする場合。	D	○	○	○	○	○	○
区 分	コード																	
事前検査済貨物である場合（郵便物に限る。）。	A																	
内容点検実施済貨物である場合。	B																	
事前検査及び内容点検実施済である場合（郵便物に限る。）。	C																	
確認依頼をする場合。	D																	
以下 49 及び 50 の項目は、最大 15 欄まで繰り返し入力することができる。																		
49	輸出承認証等識別 （「輸出承認証番号等」欄左）	(1) 外為法及びその他の法令に基づく許可番号、承認番号、届出番号若しくは申請番号又は税関における審査に必要となる事項等に係る輸出承認証等識別コード（「業務コード集」参照）を入力し、15 欄を超える分については、「記事（税関）」欄に入力する。 (2) 「E L N J」（輸出承認番号）及び「F E N J」（外為法第 48 条第 1 項許可番号）については他のコードに優先して入力する。 (3) 他法令において、非該当又は特例扱い等であることを税関に証明する場合は、該当するコード（「業	○	○	○	○	○	○										

項 番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別					
			E・M N・R		G		T	
			L	S	L	S	L	S
		務コード集」参照)を入力する。 (4) 展示等積戻し申告の場合は、「ITNO」を必須入力する。 (5) 特定委託輸出申告の場合において、包括のときは「AEOH」を必須入力し、包括以外のときは「AEOU」を必須入力する。 (6) 特定製造貨物輸出申告の場合は、「AEOM」を必須入力する。 (7) 次のコードについては重複入力は不可。 ① ITNO : 展示等申告番号 ② MOTS : 輸出自動車情報登録番号 ③ HFNN : 本船・ふ中扱い承認申請番号 (システム)						
50	輸出承認証番号等 (「輸出承認証番号等」欄右)	(1) 「輸出承認証番号等」欄左に入力した輸出承認証等識別コード(「業務コード集」参照)に係る許可又は承認番号等を入力し、15 欄を超える分については、「記事(税関)」欄に入力する。 (2) 「ELNJ」(輸出承認証番号)及び「FENJ」(外為法第 48 条第 1 項許可番号)については他のコードに優先して入力する。 (3) 入力する許可又は承認番号等の桁数が入力可能桁数を超過する場合は、「KIJ I」と入力した上で、当該許可又は承認番号等を「記事(税関)」欄に入力する。 (輸出承認証等識別及び輸出承認証番号等の入力例) ① 外為法の輸出許可又は輸出承認を受けた貨物の場合。 イ システムを使用して輸出許可又は輸出承認を受けた場合 輸出承認証番号等には輸出許可又は承認の番号を入力する。 輸出承認証等識別 輸出承認証番号等 FENJ M-GL-00-S12345 ロ 書面により輸出許可又は輸出承認を受けた場合 輸出承認証番号等には輸出許可又は承認の	○	○	○	○	○	○

項 番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別					
			E・M N・R		G		T	
			L	S	L	S	L	S
		番号を入力する。 輸出承認証等識別 輸出承認証番号等 F E N O M-G L-0 0-1 2 3 4 5 (注) 輸出申告後、システムを使用した裏書き登録に誤りがあるため裏書訂正する場合は、あらかじめ当該訂正について税関(通関担当部門)の了承を得た上で裏書きを訂正する。 ② 本船扱い又はふ中扱いの承認を受けた場合 イ システムを使用して本船扱い又はふ中扱いの承認を受けた場合 輸出承認証等識別 輸出承認証番号等 H F N N 1 9 1 2 3 4 5 6 7 8 0 ロ 書面により本船扱い又はふ中扱いの承認を受けた場合 輸出承認証等識別 輸出承認証番号等 H F N O 1 0 0 0-1 2 3 4 ③ 特定委託輸出申告の場合 イ 包括の場合 輸出承認証番号等には特定委託輸出申告包括申出番号を入力する。 輸出承認証等識別 輸出承認証番号等 A E O H 1 0 0 0-0 0 0 0 1 ロ 包括以外の場合 輸出承認証番号等には特定保税運送者の利用者コードを入力する。 輸出承認証等識別 輸出承認証番号等 A E O U 1 A A B C ④ 特定製造貨物輸出申告の場合 輸出承認証番号等には認定製造者承認番号を入力する。 輸出承認証等識別 輸出承認証番号等 A E O M 1 0 0 0 0 0 0 0 0 1 ⑤ 本邦到着時の積出国がアメリカ合衆国の展示等申告番号の場合 輸出承認証番号等には展示等申告番号(11桁)						

項 番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別															
			E・M N・R		G		T											
			L	S	L	S	L	S										
		及び本邦到着時の積出国（２桁）を入力する。 輸出承認証等識別 輸出承認証番号等 ITNO 11123456780US ⑥ 他法令において非該当又は特例扱い等とされて いる貨物であって、非該当又は特例扱い等であ ることを税関に証明するために特定の書類を提 出する場合 輸出承認証等識別 輸出承認証番号等 TOKG BUNKAZAI																
51	インボイス識 別 (「インボイ ス番号等」欄 左)	(1) 次の区分に応じたコードを入力する。 (2) 申告価格の資料を提出しない場合は、入力を要し ない。 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>インボイス</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>インボイスに代わる書類</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>電子インボイス（NACCS／仕分情報 あり）</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>電子インボイス（NACCS／仕分情報 なし）</td> <td>D</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	コード	インボイス	A	インボイスに代わる書類	B	電子インボイス（NACCS／仕分情報 あり）	C	電子インボイス（NACCS／仕分情報 なし）	D	○	○			○	○
区 分	コード																	
インボイス	A																	
インボイスに代わる書類	B																	
電子インボイス（NACCS／仕分情報 あり）	C																	
電子インボイス（NACCS／仕分情報 なし）	D																	
52	電子インボイ ス受付番号 (「インボイ ス番号等」欄 中)	「インボイス番号等」欄左に「C」（電子インボイ ス（NACCS／仕分情報あり））又は「D」（電子 インボイス（NACCS／仕分情報なし））を入力し た場合は、電子インボイス受付番号を入力する。	○	○			○	○										

項 番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別																																																															
			E・M N・R		G		T																																																											
			L	S	L	S	L	S																																																										
53	インボイス番号 (「インボイス番号等」欄右)	(1) インボイス等の番号を入力する。 (2) インボイス等が複数にわたる場合は、「輸出承認証番号等」欄左に「I N V N」(複数インボイスに係る他のインボイス番号)、「輸出承認証番号等」欄右に他のインボイス又はインボイスに代わる書類の番号を入力する。	○	○				○	○																																																									
54	インボイス価格条件コード (「インボイス価格等*」欄左)	次の区分に応じたコードを必須入力する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>区 分</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>①</td><td>F O B 価格</td><td>F O B</td></tr> <tr><td>②</td><td>C & I 価格</td><td>C & I</td></tr> <tr><td>③</td><td>C & F 価格</td><td>C & F</td></tr> <tr><td>④</td><td>C I F 価格</td><td>C I F</td></tr> <tr><td>⑤</td><td>E X W 価格</td><td>E X W</td></tr> <tr><td>⑥</td><td>F C A 価格</td><td>F C A</td></tr> <tr><td>⑦</td><td>F A S 価格</td><td>F A S</td></tr> <tr><td>⑧</td><td>D A P 価格</td><td>D A P</td></tr> <tr><td>⑨</td><td>D A F 価格</td><td>D A F</td></tr> <tr><td>⑩</td><td>D E S 価格</td><td>D E S</td></tr> <tr><td>⑪</td><td>D D U 価格</td><td>D D U</td></tr> <tr><td>⑫</td><td>D P U 価格</td><td>D P U</td></tr> <tr><td>⑬</td><td>D A T 価格</td><td>D A T</td></tr> <tr><td>⑭</td><td>D E Q 価格</td><td>D E Q</td></tr> <tr><td>⑮</td><td>D D P 価格</td><td>D D P</td></tr> <tr><td>⑯</td><td>C F R 価格</td><td>C F R</td></tr> <tr><td>⑰</td><td>C P T 価格</td><td>C P T</td></tr> <tr><td>⑱</td><td>C I P 価格</td><td>C I P</td></tr> </tbody> </table> (注1) 「F O B」以外を入力した場合は、「F O B 価格等」欄右にF O B 価格を入力し、「F O B 価格等」欄左にその通貨の通貨コード(「業務コード集」参照)を入力する。 (注2) インボイス等による価格条件がいずれにも該当しない場合は、いずれか類似の価格条件のコードを入力した上で、インボイス上の金額について当該入力した価格条件に応じて補正した額を「インボイス価格等*」欄中右に、「イン		区 分	コード	①	F O B 価格	F O B	②	C & I 価格	C & I	③	C & F 価格	C & F	④	C I F 価格	C I F	⑤	E X W 価格	E X W	⑥	F C A 価格	F C A	⑦	F A S 価格	F A S	⑧	D A P 価格	D A P	⑨	D A F 価格	D A F	⑩	D E S 価格	D E S	⑪	D D U 価格	D D U	⑫	D P U 価格	D P U	⑬	D A T 価格	D A T	⑭	D E Q 価格	D E Q	⑮	D D P 価格	D D P	⑯	C F R 価格	C F R	⑰	C P T 価格	C P T	⑱	C I P 価格	C I P	○	○				○	○
	区 分	コード																																																																
①	F O B 価格	F O B																																																																
②	C & I 価格	C & I																																																																
③	C & F 価格	C & F																																																																
④	C I F 価格	C I F																																																																
⑤	E X W 価格	E X W																																																																
⑥	F C A 価格	F C A																																																																
⑦	F A S 価格	F A S																																																																
⑧	D A P 価格	D A P																																																																
⑨	D A F 価格	D A F																																																																
⑩	D E S 価格	D E S																																																																
⑪	D D U 価格	D D U																																																																
⑫	D P U 価格	D P U																																																																
⑬	D A T 価格	D A T																																																																
⑭	D E Q 価格	D E Q																																																																
⑮	D D P 価格	D D P																																																																
⑯	C F R 価格	C F R																																																																
⑰	C P T 価格	C P T																																																																
⑱	C I P 価格	C I P																																																																

項 番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別																	
			E・M N・R		G		T													
			L	S	L	S	L	S												
		ボイス価格等＊」欄中左にその通貨の通貨コード（「業務コード集」参照）を入力する。 なお、実際取引の価格条件は、「記事（税関用）」欄に入力する。																		
55	インボイス通貨コード （「インボイス価格等＊」欄中左）	インボイス等の通貨種別を通貨コード（「業務コード集」参照）で必須入力する。	○	○					○	○										
56	インボイス価格 （「インボイス価格等＊」欄中右）	(1) 「インボイス価格等＊」欄右に入力するコードに対応する価格を必須入力する。 (2) 「インボイス価格等＊」欄中左に「J P Y」以外を入力した場合は、小数点以下第2位（第3位を四捨五入）まで入力することができる。	○	○					○	○										
57	インボイス価格区分コード （「インボイス価格等＊」欄右）	次の区分に応じたコードを必須入力する。 <table><tr><th>区 分</th><th>コード</th></tr><tr><td>有償貨物のインボイス等価格</td><td>A</td></tr><tr><td>無償貨物のインボイス等価格</td><td>B</td></tr><tr><td>有償及び無償貨物の混在したインボイス等価格</td><td>C</td></tr><tr><td>前記以外の価格</td><td>D</td></tr></table>	区 分	コード	有償貨物のインボイス等価格	A	無償貨物のインボイス等価格	B	有償及び無償貨物の混在したインボイス等価格	C	前記以外の価格	D	○	○					○	○
区 分	コード																			
有償貨物のインボイス等価格	A																			
無償貨物のインボイス等価格	B																			
有償及び無償貨物の混在したインボイス等価格	C																			
前記以外の価格	D																			
58	F O B通貨コード （「F O B価格等」欄左）	(1) 「インボイス価格等＊」欄左に「F O B」以外を入力した場合又は「インボイス価格等＊」欄中右に入力したF O B価格を補正する場合は、F O B価格の通貨種別を通貨コード（「業務コード集」参照）で入力する。 (2) 「インボイス価格等＊」欄左に「F O B」を入力した場合であって、補正しない場合は入力を要しない。	○	○	○	○			○	○										

項 番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別					
			E・M N・R		G		T	
			L	S	L	S	L	S
59	F O B 価 格 (「F O B 価 格等」欄右)	(1) 「インボイス価格等*」欄左に「F O B」以外を 入力した場合は、F O B 価格を入力し、「インボイ ス価格等*」欄中右に入力したF O B 価格を補正す る場合は、補正後のF O B 価格を入力する。 (2) 「F O B 価格等」欄左に「J P Y」以外を入力し た場合は、小数点以下第2位(第3位を四捨五入) まで入力することができる。 (3) 「インボイス価格等*」欄左に「F O B」を入力 した場合で補正しない場合は、入力を要しない。	○	○	○	○	○	○
60	ベーシックプ ライス合計 (「B P R 合 計」欄)	(1) 1 件の輸出申告等が複数欄にわたる場合又は分 割申告する場合において、システムで算出される価 格按分係数の合計値によらず、その合計値を指定す る場合に入力する。 (2) 小数点以下第2位まで入力することができる。 (3) 入力した場合は、輸出申告等入力控情報等の「べ ーシックプライス合計入力識別(「B P R 合計」欄 右)」に「M」が出力される。	○		○		○	
61	要船積(搭載) 確認識別 (「要船積(搭 載)確認識別」 欄)	(1) 船積確認を必要とする場合は、「Y」を入力する。 (2) 次の貨物については、入力を要しない。 ① 積戻し貨物 ② 用途外使用の用途に該当しない用途の適用貨 物 ③ 減免戻税又は内国消費税還付適用貨物 ④ 展示等積戻し貨物 (3) 前記(1)及び(2)の貨物については、「船積確認登 録」業務(業務コード:C C L)が実施された場合 に、通関業者等に「船積確認通知情報」(出力情報 コード:S A T O 4 7 1)が配信される。	○	○			○	○
62 の項目は、最大 5 欄まで繰り返し入力することができる。								

項 番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別					
			E・M N・R		G		T	
			L	S	L	S	L	S
62	バンニング場 所コード (「バンニン グ場所」欄上 段)	(1) コンテナ貨物の場合であって、蔵置場でバンニン グを行う場合は、バンニング場所の保税地域コード (「業務コード集」参照) 又は輸出入者コードを入力する。 (2) コンテナ貨物について蔵置場以外でバンニング を行う場合は、保税地域以外のバンニング場所用の 保税地域コード(以下この表において「バンニング 用保税地域コード」という。)を入力する。 (3) 申告等種別が「E」又は「R」で、コンテナ本数 に入力がある場合は、1 欄目の入力に要する。	○	○			○	○
63	バンニング場 所名 (「バンニン グ場所」欄下 段)	(1) 「バンニング場所」欄上段に入力したコードにつ いてシステムに名称が登録されていない場合は、名 称を入力する。 (2) コンテナ貨物の場合であって、「バンニング場所」 欄上段にバンニング用保税地域コードを入力した 場合は、バンニング場所の名称を入力する。 (3) バンニング場所が複数ある場合は、代表するバン ニング場所名を入力し、それ以外は「記事(税関)」 欄に入力又は別紙に記載し関係書類等に添付する。	○	○			○	○
64	バンニング場 所住所 1 (都道府県) (「バンニン グ場所住所」 欄上段左)	(1) 「バンニング場所」欄上段に保税地域コード(「業 務コード集」参照) 又は輸出入者コードを入力した 場合は、入力に要しない。 (2) コンテナ貨物の場合であって、「バンニング場所」 欄上段にバンニング用保税地域コードを入力した 場合は、バンニング場所の住所(都道府県)を必須 入力する。 (3) バンニング場所が複数ある場合は、代表するバン ニング場所住所(都道府県)を入力し、それ以外は 「記事(税関)」欄に入力又は別紙に記載し関係書 類等に添付する。 (4) 申告等種別が「E」又は「R」で、コンテナ本数 に入力がある場合は、バンニング場所コード 1 欄目 に対してシステムに地域名が登録されていない場 合は入力に要する。	○	○			○	○

項 番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別					
			E・M N・R		G		T	
			L	S	L	S	L	S
65	バンニング場 所住所2 (市区町村 (行政区名)) (「バンニン グ場所住所」 欄上段右)	(1) 「バンニング場所」欄上段に保税地域コード(「業務コード集」参照)又は輸出入者コードを入力した場合は、入力を要しない。 (2) コンテナ貨物の場合であって、「バンニング場所」欄上段にバンニング用保税地域コードを入力した場合は、バンニング場所の住所(市区町村(行政区名))を必須入力する。 (3) バンニング場所が複数ある場合は、代表するバンニング場所住所(市区町村(行政区名))を入力し、それ以外は「記事(税関)」欄に入力又は別紙に記載し関係書類等に添付する。 (4) 申告等種別が「E」又は「R」で、コンテナ本数に入力がある場合は、バンニング場所コード1欄目に対してシステムに地域名が登録されていない場合は入力を要する。	○	○			○	○
66	バンニング場 所住所3 (町域名・番 地) (「バンニン グ場所住所」 欄中段)	(1) 「バンニング場所」欄上段に保税地域コード(「業務コード集」参照)又は輸出入者コードを入力した場合は、入力を要しない。 (2) コンテナ貨物の場合であって、「バンニング場所」欄上段にバンニング用保税地域コードを入力した場合は、バンニング場所の住所(町域名及び番地)を必須入力する。 (3) バンニング場所が複数ある場合は、代表するバンニング場所住所(町域名及び番地)を入力し、それ以外は「記事(税関)」欄に入力又は別紙に記載し関係書類等に添付する。 (4) 申告等種別が「E」又は「R」で、コンテナ本数に入力がある場合は、バンニング場所コード1欄目に対してシステムに地域名が登録されていない場合は入力を要する。	○	○			○	○

項 番	項目名 (入力画面)	内 容	申告等種別					
			E・M N・R		G		T	
			L	S	L	S	L	S
67	バンニング場 所住所 4 (ビル名ほか) (「バンニン グ場所住所」 欄下段)	(1) 「バンニング場所」欄上段に保税地域コード(「業 務コード集」参照)又は輸出入者コードを入力した 場合は、入力を要しない。 (2) コンテナ貨物の場合であって、「バンニング場所」 欄上段にバンニング用保税地域コードを入力した 場合は、バンニング場所の住所(ビル名ほか)を入 力する。 (3) バンニング場所が複数ある場合は、代表するバン ニング場所住所(ビル名ほか)を入力し、それ以外 は「記事(税関)」欄に入力又は別紙に記載し関係 書類等に添付する。	○	○			○	○
68	記事(税関用) (「記事(税 関)」欄)	(1) 税関における審査に必要となる事項を入力する。 (2) 漢字及びかなで入力することもできる。	○	○	○	○	○	○
69	記事(通関業 者用) (「記事(通 関業者)」欄)	(1) 通関業者等が必要とする事項を入力する。 (2) 漢字及びかなで入力することもできる。	○	○	○	○	○	○
70	記事(荷主用) (「記事(荷 主)」欄)	(1) 荷主に必要な事項を入力する。 (2) 漢字及びかなで入力することもできる。	○	○	○	○	○	○
71	荷主セクショ ンコード(「荷 主セクション コード」欄)	荷主セクションコード(契約に携わった荷主側の部 署コード等)を入力する。	○	○	○	○	○	○
72	荷主リファレ ンスナンバー (「荷主R e f N o . 」 欄)	荷主リファレンスナンバー(荷主側が管理している 申告に係る契約書等の番号等)を入力する。	○	○	○	○	○	○
73	社内整理番号 (「社内整理 番号」欄)	自社で付与する任意の番号等を入力する。	○	○	○	○	○	○